

昭和六十二年十二月十八日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一一一第五号

昭和六十二年十二月十八日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員草川昭三君提出競馬法をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出競馬法をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一について

昭和三十六年三月二日、川崎競馬場における第十競走において、本命馬が競走開始直前に足の故障のため競走から除外されたことに関していわゆる同枠取消問題が生じ、ファンが騒ぎを起こした事件を背景としてなされたものと承知している。

二について

中央競馬の競走における過去十年間（年次別）の出走取消し除外競走総数及び同枠取消し除外競走数（勝馬投票券発売開始前後別）については、別表のとおりである。

三について

御指摘の競馬懇談会の報告を受けて、同枠取消問題の改善を図るため、昭和四十八年十月二

日に競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の改正を行い、いわゆる限定一枠一頭方式を採用したところである。本方式については、導入以来十三年を経過しており、この間、ファンの理解も深まり、定着してきたと考えられる。

他方、同枠取消問題の根本的な解決策については、競馬懇談会において検討の対象となつた他の方式等について、従来から農林水産省及び日本中央競馬会において、検討及び意見交換を行つては、現時点では限定一枠一頭方式より優れた代案を得られない状況にある。

なお、今後とも各方面の意見も聴きつつ、現行方式の改善を含め幅広い検討をしまいいたい。

四について

限定一枠一頭方式においては、複数の馬に人気が集中することが予想される場合にはその複数の馬をそれぞれ一枠一頭とすることができ、実際にもそのようにした例は、昭和六十二年十

一月末までで、五十一競走ある。

「取消し馬が発生した複数馬枠の馬券はすべて元返しにする」との案については、人気のない馬が出走を取り消し又は競走から除外された場合に、同枠の人気のある馬も同時に連勝複式勝馬投票の対象から除外されること等の難点があり、現行方式に代わる案として、ファンの理解を得ることは困難ではないかと考える。

別 表

中央競馬の競走における出走取消し除外競走総数及び同枠取消し

除外競走数の状況（52年～61年）

年 次	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
出走取消し除外競走総数	157	162	165	167	141	141	148	189	171	143
同枠取消し除外競走数	76	75	89	92	76	82	75	110	94	80
うち発売開始前	59	57	76	81	64	68	57	90	72	62
うち発売開始後	17	18	13	11	12	14	18	20	22	18

(注) 日本中央競馬会調べ